

第2部 各論

第4章 つながり、支えあうまちをつくろう

地域社会においては、互いに「見守り」、「声をかけあう」関係を築いていき、そこから相互の信頼関係を生み出すことが大切です。

家族や家庭に次いで、地域における最も身近な関係は近隣となります。近隣には、地域でともに暮らすものどうし、日頃からあいさつ・声かけ・連絡などを保つことが大切ですが、共働き世帯やひとり暮らし世帯の増加などにより、つながりを維持していくことが難しい時代になってきています。

このような日常的な近所づきあいは、さまざまな生活課題の発見や、いざというときの手助けにつながる基本となることから、「おたがいさま」といった住民の相互扶助の精神により、地域で支えあうしくみづくりに取り組む必要があります。また、発見された生活課題の中で、専門的な対応を必要とする場合には、専門機関や行政の必要なサービスにつなぐことが重要となることから、地域の地縁組織（地域の支援者）や福祉に関わる機関・施設なども地域の一員として日頃からつながりをもち、身近な地域のネットワークづくりを進めていくことが大切です。

1 地域福祉活動の活性化

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすためには、日頃から身近なところでコミュニケーションを図ることにより、私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、住民のきずなを深めながら、地域の中で一人ひとりができる仕事を実践することが必要です。そうすることで、新たな気づきや「顔の見える関係づくり」の構築が図られ、「地域の福祉力」を高めていくことにつながってきます。

地域において支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなどの適切な支援が行われるためにには、まず、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員などによる相談・見守りといった「最も身近な福祉のネットワーク」を構築する必要があります。また、市内の各地域には高齢、障害、児童などさまざまな分野の専門機関が支援を必要とする人を支える役割を担っており、地域のネットワークで発見された解決困難な福祉課題に直面した人を、それらの専門機関に円滑につなぐことのできるしくみづくり、重層的な地域福祉ネットワークの構築が求められています。

（1）地域福祉活動の拡充

現状と課題

地域の住民は、支援を必要としているいないにかかわらず、地域のネットワークの中でともに支えあって暮らしています。このうち「最も身近な福祉のネットワーク」は隣近所や小学校区という小さな圏域で行われており、さらに中学校区単位で情報の共有化

を図るしくみを築いています。

身近な地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員は、日頃から、地域住民の生活状態の把握、支援を必要とする人からの相談、ひとり暮らし高齢者の見守り、虐待の早期発見などの活動を通じて地域における多様な福祉ニーズを発見し、関係機関と連携しながら課題解決を行うという大きな役割があります。

校区福祉委員会は、おおむね小学校区単位の住民組織の構成員を中心に、見守りを必要とする人への個別援助やグループ援助を行う小地域ネットワーク活動や敬老事業、介護予防教室、認知症サポーター養成講座といった福祉活動のほか環境美化活動や交通安全運動など身近な福祉課題を解決するための活動を行っています。

また、老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者がいつまでも生きがいをもって地域生活を送れるような、健康づくりや趣味、交流活動の場として役割とともに、地域の安心安全のための見守り活動や美化活動、その知識を活かした子どもたちへの郷土の文化の伝承活動など、地域との関わりを深め、地域を豊かにする社会活動の担い手となっています。

さらに、自治会は、近隣住民にとって最も身近な存在であり、地域の防犯、防災、地域活動の促進という多種多様な役割を担っており、地域コミュニティが希薄化しつつある状況のなかで、今後一層大きな役割を期待されています。

地域には個人や団体を問わずボランティアや市民活動に携わる人々だけでなく、商店、企業、学校園などが地域福祉活動の主体として活躍しており、今後も大きな役割が期待されています。

市民アンケートによると、市民個人としては季節催事やPTA、自治会活動などの参加経験が高くなっています。一方、社会貢献や地域貢献に関するボランティア活動への実際の参加率はまだ低い状況です。

これら地域のさまざまな社会資源による活動が有機的にコラボレートされ、より幅広い市民の活動につながるように、社協COWをリージョン単位に配置し、地域に入り込んでさまざまな活動のコーディネートを行っています。また、2つの中学校区単位に配置しているCSWは、地域で発見された支援を必要とする人を円滑に適切な機関につないだりする個別支援や、地域の人たちと寄り添い、支えあうための体制づくりに取り組んでいます。

また本市では、まちづくりを考える目安となる7つの地域を設定し、活動・交流の拠点としてリージョンセンターを設置しています。ここでは主に企画運営委員会を中心に、地域の特性を活かしたまちづくりを公民協働事業として推進するとともに、地域による主体的なまちづくりを進める東大阪市版地域分権を目指し、多くの人にまちづくりに関わってもらうきっかけづくりの場として「まちづくり意見交換会」などを実施しています。

地域における人のつながりを広げるためには、活動するための拠点が必要です。地域に一番身近な市民プラザや公民館については、地域福祉活動の拠点として一層の活用が求められます。また、地域にあるさまざまな空き地や空き店舗の有効活用とともに、福祉に携わるボランティアの活動拠点や情報受発信の拠点の確保が求められます。

施策の展開

① 近隣住民による支えあいの強化

- 住民と自治会、民生委員・児童委員、校区福祉委員会などの身近な人どうしの支えあいを強化し、地域で支援を必要とする人を見つける、相談ができる、見守り、支援するといった「地域の福祉力」を高めていきます。

② 地域福祉活動のコーディネート機能の強化

- 社会福祉協議会の地域担当職員（社協COW）がより積極的に地域に出向くことにより、地域との連携を強化し、地域の特性に応じた活動を企画・推進し、地域活動の活性化を図っていきます。

③ 地域福祉活動の基盤づくり

- 支援を必要とする人を身近なネットワークで支えあうといった地域を構築するため、日頃からの地域の特性を活かしたまちづくりを進めています。
- 気軽に地域での交流や活動、会議などに利用できるよう、空き教室や空き店舗などの有効活用を図っていきます。

コラム

「地域の身近な相談相手」

～民生委員・児童委員、校区福祉委員会



高齢者や障害者、子育てや介護をしている人などが周囲に相談できずに地域で孤立してしまうケースが多くなっています。そこで、市内の807人（25年12月現在）の民生委員・児童委員が地域の身近な相談相手として、地域の見守りや声かけ、ひとり暮らしの方の把握や虐待の早期発見にむけた活動などをしています。

また、民生委員や自治会、当事者の団体など地域のさまざまな方が協力して地域の福祉課題を解決するため、小学校区などの身近な単位ごとに校区福祉委員会が組織されています。ここでは地域での声かけや配食サービス、サロン活動などを行う小地域ネットワーク活動や敬老大会、清掃活動、愛ガード運動など、身近な人たちが集まって困っている人を支える活動を行っています。

(2) 小地域ネットワーク活動

現状と課題

小地域ネットワーク活動は、概ね小学校区を単位として、地域での見守りや支援が必要な人を対象に、地域住民と関係機関が協働で進める支えあいの活動です。地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図るうえで、個人が主体的に関わり、支えあう、地域における「新たな支えあい」（共助）の領域の拡大と強化を図るために、小地域ネットワーク活動を校区福祉委員会活動の核として位置づけています。

社会福祉協議会が実施主体となり、校区福祉委員会を中心として声かけ・見守り活動などの個別援助活動や、ふれあい食事会、いきいきサロン、世代間交流などのグループ援助活動が実施されています。また、これらの日常的な活動のほか、関係機関と連携しての介護予防教室、認知症サポーター養成講座、災害時に備えての防災訓練など、さまざまな取り組みが進められており、地域社会から孤立する人をなくし、地域の創意工夫を活かしながら、地域全体で支えあい、助けあう福祉のまちづくりを行うしくみが出来つつあります。

今後は地域の特性をふまえた地域活動をさらに推進するため、社協 COW や CSW が関係機関との連携のもと、さらに認知度を高め、企画・提案や活動の支援に対する取り組みを進めることができます。

施策の展開

①住民の組織化への支援

- 小地域ネットワーク活動は、住民主体で行われることが基本です。地域の見守り・支援活動が持続的、安定的に行われるよう、行政と社会福祉協議会が連携して、このような住民による主体的な組織を支援していきます。

②個別援助・グループ援助活動の充実

- 校区福祉委員会の協力のもと、要援護者の早期発見に努め、声かけ・見守り訪問の対象者や訪問回数を増やすなどして個別援助活動を充実していきます。また、高齢者に偏りがちな取り組みを、子育て中の人や障害者など多様な人に交流の場を提供するといった世代間交流などの取り組みに広げていき、グループ援助活動をより一層充実させていきます。
- 関係機関と連携しながら、介護予防事業などの健康づくりや災害時の支援体制づくりなど、取り組みの多様な展開を図っていきます。

③校区福祉委員会の機能強化

- 地域における、身近な福祉課題の解決を図るために核となる事業を推進する校区福祉委員会が継続的に機能できるよう、研修会などの支援を行っていきます。

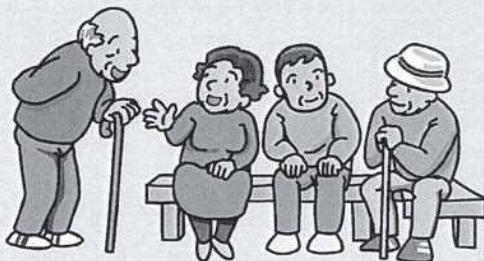
コラム 「ちょっとひと休みしていきませんか？」

～いきいきサロン、子育てサークル

ひとり暮らしの方や高齢者だけでお住まいの方が増えています。また、在宅で子育てをしている親や、家族を介護されている方など、地域で孤立しがちな方がおられます。

となり近所の人で気軽に出かけて仲間づくりをしたり、同じ悩みをもつ人と一緒にお茶を飲んだりすることで、地域に溶け込んでいきいきと元気に暮らしていくよう、市内のさまざまな地域でいきいきサロンや子育てサークルなどが催されています。また、こういった集まりに障害者の施設の方が参加されたり、高齢者と子どもたちのふれ合いの場になるなど、地域のきずなづくりにも役立っています。

こうした取り組みを通して、生活にメリハリがついて無理なく体を動かすことができたり、地域のちょっとした情報交換の場になることで、毎日の気分転換や生きがいづくり、社会に参加する意欲を高めることにつながるとともに、参加された方のちょっとした心配ごとに気付くきっかけになることが期待されています。



(3) 地域福祉のコーディネーターとしての社会福祉協議会

現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な担い手として、社会福祉法においては「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられ、住民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進し、また行政の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきましたが、今後の地域福祉の推進においては、地域活動のさらなる推進のため、地域住民の参加の促進を図り、民間の立場で広くボランティア、福祉関係者などの活動主体との連携、連絡調整を行うための積極的な役割が期待されています。

東大阪市社会福祉協議会においても、本市で活躍する各種福祉団体の事務局機能を有し、校区福祉委員会をはじめとするさまざまな地域福祉活動の拠点の役割を担うとともに、ボランティア・市民活動センター、基幹型地域包括支援センター、日常生活自立支

第4章 つながり、支えあうまちをつくろう

援センター、老人センター、災害ボランティアセンター、コミュニティソーシャルワーカーの配置といった、施設の運営や事業の実施など、地域福祉を推進するための中核となる事業活動を展開しています。

しかし、市民アンケートにおいて、社会福祉協議会の認知度がまだ低いことが明らかになっています。これらの多彩な事業を実施していることを地域に一層周知し、さらなる理解を得るために、取り組んでいる地域福祉の事業の趣旨や意義などについて、より強い発信力を持って啓発していくことが課題となります。

社会福祉協議会の「高い公共性を持つ民間組織」としての性格を十分に活かし、地域課題の共有化などを通じ、多様な支援組織のプラットフォーム機能として積極的にコーディネーター的役割を果たすことで、地域福祉の中間支援組織としての役割を担っていきます。

特に地域において支援を必要とする人を発見・相談・見守り・支援するネットワークとしては、「個別支援の視点からのアプローチ」を基本とするいきいきネット相談支援センターのCSWと、個人を支える「地域支援の視点からのアプローチ」を基本とするCOWとが日頃から有機的に連携、情報交換を行い、本市の地域福祉ネットワークが「より顔の見える関係」となるようなしきみづくりを推進しています。

また市内にあるボランティアニーズのさらなる捕捉や発掘、広く一般の市民に対するボランティア機会の提供・創出など、地域に密着して市民の社会貢献意識を育み、より気軽にボランティアに参加できるためのボランティア活動拠点として、(仮称) 地域型ボランティアセンターなどを通じて新たな扱い手の開発にも今後携わっていきます。

施策の展開

①地域福祉のコーディネーター機能の強化

- 「高い公共性を持つ民間組織」である社会福祉協議会を、組織や分野を越えた団体・機関の連携を促進し、本市における地域福祉の推進を担う中間支援組織として明確に位置づけます。

②各種支援組織のプラットフォーム機能の強化

- 社会福祉協議会は本市で活躍する多くの福祉団体の事務局機能を有しています。その機能を活用し、さまざまな組織の横断的かつ有機的な連携を促進することにより、円滑な地域福祉の推進を図っていきます。

③地域福祉に関する情報発信力の強化

- 地域福祉の扱い手は、市民一人ひとりの秘められたボランティアマインドの中にあります。日頃マッチング業務を行うボランティア・市民活動センターに集まる情報だけでなく、社会福祉協議会としての日々の支援活動などからのボランティアニーズの発掘、企画・提案といったボランティアコーディネーターの役割を果たしていきます。

コラム 「地域の福祉ネットワークを構築します」

～CSW、社協COW

ご自身やご家族、お知り合いに何らかの手助けが必要と感じているのに、どこに相談すればいいか分からずお困りになってしまいませんか。そんなときは市内に10ヶ所あるいきいきネット相談支援センターのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が様々なご相談をお聞きし、適切な福祉サービスへつないだり、ご本人の目線に立って支援いたします。

また、となり近所の身近なネットワークでの見守り、声かけの関係が一層広がるための仕組みを地域のみなさんと一緒に考えるため、社会福祉協議会が地域担当職員（COW）をリージョン区ごとに配置しています。社協COWはさまざまな地域での活動をお手伝いしていますので、そのノウハウを活用して地域福祉の推進をコーディネートしていきます。



2 地域における福祉の防災力づくり

平成23年に発生した東日本大震災は、各地で甚大な被害をもたらしました。本市においても東南海・南海地震による被害の可能性が指摘されており、その対策を講じる必要があります。また、近年、数十年に一度という風水害も発生しています。このようなさまざまな災害を想定して、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で救助、避難などができる備えをしておく必要があります。

また、大規模災害時には、市全域が甚大な被害を受けることが想定されるため、発災直後には「公助」が十分に機能せず、行政支援が住民一人ひとりに行き届かない事態が見込まれます。このような中で、普段から個人が自らの生活状況に応じた災害への備えを行う「自助」の取り組みを進めるとともに、日頃から近隣住民相互の声かけ、「お互いのことを知り合う」という地域コミュニティによる「共助」のしくみを構築するなど、地域における福祉の防災力の向上を図ることが重要となります。

現状と課題

災害時において、高齢者、障害者、難病患者など要援護者の安否確認や避難誘導などの支援活動における地域の担う役割は大きいと言えます。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などが増えてきている地域も多く、災害時に地域においてこれらの要援護者を支援するしくみづくりを地域と行政が連携して進めています。

要援護者支援のしくみについては、東日本大震災を踏まえて災害対策基本法が一部改正され、避難行動における要援護者の名簿作成や情報提供などについて明文化されました。

市では、全要援護者の情報を集約することで大規模災害の発生に備えるとともに、地域の支援者への情報提供に同意する旨を申し出た要援護者の情報を、民生委員担当区域や単位自治会ごとにまとめた災害時要援護者登録台帳として作成し、平常時から、民生委員や自治会長、校区福祉委員長などの地域の人に要援護者の情報を共有してもらうことで、いつ発生するかわからない災害に備えています。震災以降の市民の意識の高まりや、民生委員や自治会、校区福祉委員会などの活動や福祉関係事業所からの呼びかけにより、ひとり暮らし高齢者を中心に新規登録者数は増加しています。今後も真に支援を必要とする要援護者を中心に登録を促進していく必要があります。

要援護者の中には、人工透析などの医療処置が必要な人、薬を服用しなければ健康に影響が生じる人、自力で移動が困難な人などがあります。それぞれの分野の支援者や事業所・専門機関においても特性に応じた避難行動及び避難生活の支援を想定する必要があるとともに、市民自らも、普段から自分の特性に応じた備えをすることが重要です。市と社会福祉協議会では、地域で社会参加の促進を図るなど「地域支えあい体制づくり事業」の一環として救急医療情報セットを配布するとともに、「災害時ひとりも見逃さない運動」を展開する民生委員が福祉票を作成することなどを通じて、災害発生時の連絡先や避難行動の方法について日頃から確認しておく機会を設けています。

市内 80 箇所の第一次避難所ごとに、災害発生時に災害時要援護者の安否確認の集約などを行う役割を担う災害時要援護者調査員を任命するとともに、避難所において福祉に配慮したスペースの確保や要援護者に配慮した避難物資の備蓄、また避難生活において支援者が要援護者の状態を把握し、より配慮が図ることのできるような識別タグを導入するなど、特に配慮が必要な要援護者が適切なケアを受けられるような環境の整備を取り組んでいます。この福祉スペースでも対応の難しい人のための福祉避難所についても市立施設、民間施設とともに徐々に確保スペースは拡大していますが、平時より備蓄物資の確保をお願いするとともに、災害時の開設・物資の搬入などが円滑に行えるよう、平時から心掛けておく必要があります。

災害時においてボランティアの役割は大きく、災害時におけるボランティアの受入れ先になる社会福祉協議会が、要援護者への適切な支援ができる災害ボランティアやボランティアリーダーの育成を図るために常設型「災害ボランティアセンター」を設置し、平常時から人材の育成に取り組んでいます。また、災害ボランティアの登録や災害時支援活動マニュアルの整備、平常時からの災害に対する備えや意識の向上のための市民に対する啓発活動を行うとともに、社協COWと連携し、地域の災害時要援護者支援の取り組みを行っています。

このように市の防災の取り組みは進んでいるとはいえ、市民アンケート結果によると災害時の避難行動や避難場所での生活に不安を感じる人が多く、地域懇談会においても防災訓練の必要性などがあがっており、公民ともにより実践的な取り組みが望まれています。また、事業所アンケート結果からは、大規模災害の際の支援活動としてサービス利用者の安否確認、地域の一般の方の一時避難スペースの提供などに意欲的であることがうかがえ、災害時の支援活動への体制づくりは向上しているといえます。

コラム**「いつ起こるか分からない災害に備えて」**

～災害時要援護者登録と救急医療情報セット



大雨などの大規模な災害が発生したときは、地域の方々が声を掛けあって避難行動を取ることが必要です。高齢者や障害者、難病患者の方など、ひとりで避難することに不安のある人の情報を、ご本人やご家族の申し出により民生委員や自治会長などにあらかじめ提供する「災害時要援護者登録制度」があります。なお、この情報は消防局にも提供され、火災・救助といった日常的に発生する災害にも活用されています。

また、民生委員や地域の取り組みとして、ひとり暮らしや高齢者、障害者、難病患者の方が事前に持病や緊急連絡先を記入して急病時や災害時の支援に役立てる「救急医療情報セット」の配布を行っています。ご本人やご家族だけでなく、地域の方々と定期的に中身を見直し、日頃からお互いを「知りあう」関係を築きましょう。

施策の展開

① 行政と地域の情報伝達体制の整備

- 災害発生時における要援護者の避難支援については、自助や地域の共助が中心となることから、平常時から要援護者の安否確認や避難誘導などを迅速に行えるよう、地域の方や要援護者への防災関連情報の伝達方法とその体制の整備に努めていきます。

② 災害時要援護者登録制度の推進

- 市民に対する防災意識を高め、災害時要援護者登録制度の周知を図ります。民生委員、校区福祉委員会、自治会などの協力を得ながら、避難に不安を抱える、真に支援を必要とする未登録の要援護者を中心にさらなる登録勧奨を進めています。
- 市が把握する避難行動に支援を要する人のさまざまな情報を集約し、大規模災害発生時に速やかな支援や情報提供ができる環境を整えていきます。

③ 地域での要援護者支援のしくみづくりと特性に応じた備えの啓発

- 地域で実施されるサロンといった人々が集う場などを通じて、自らの生活状況に応じた物資の備えや平常時からの避難の方法の検討及び地域に応じた減災に向けた取り組みなどについて啓発を図っていきます。
- 大規模災害の発生直後は行政支援が十分に行き届かないことも予想されることから、救急医療情報セットの配布・情報の更新などを地域で進めることで、平常時から要援護者の所在や状況を地域で把握する取り組みを支援するとともに、要援護者の特性に応じた適切な支援ができる「地域の防災力」向上への取り組みに対する支援を行っていきます。
- 避難時に専門的な支援を必要とする要援護者について、日頃からつながりのある専門機関や支援団体との連携など、平常時からの備えに対する啓発と支援を推進していきます。

④ 福祉に配慮した避難所の整備

- 避難所において特に支援を必要とする人に配慮したスペースの確保や避難物資の備蓄、支援者がより配慮が図ることのできるような備えなど、災害時要援護者に配慮した環境の整備に取り組んでいきます。
- 人工透析などの医療処置や投薬が不可欠な要援護者に備えての医療機関などとの連携や、避難所における生活が長期化する場合に備えてのケア体制の確立に努めています。
- 災害時において、特別な配慮を必要とする要援護者の受け入れに協力いただける市内の社会福祉施設などと福祉避難所についての協定を締結し、福祉避難所の確保に努めています。

⑤ 災害ボランティアなどの育成

- 災害時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの体制を整備するため、災害ボランティアやボランティアリーダーの育成に取り組んでいます。また、日頃から福祉関係団体などと連携を図っておくなど、要援護者支援のための体制を整備していきます。

3 安全と安心の確保

近年、子どもたちを狙った犯罪やひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯を狙った振り込め詐欺、悪質商法が増加しています。地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪にあわないように心がけるとともに、地域ぐるみの防犯活動の展開が求められています。地域のつながりが希薄となってきている現在、防犯活動の取り組みをきっかけとした、住民の地域活動への参加の促進が期待されています。

地域にはひとり暮らしや高齢者のみ世帯での生活により地域の中で孤立しがちな高齢者や、在宅で生活している認知症高齢者など、見守りや支援を必要とする人がいます。このような課題を持つ人が安全で安心した生活を送るために、地域住民や福祉に関わる事業所・施設のほか、地域で活動している企業や商店などさまざまな主体による声かけ、見守りの取り組みが求められます。

一方、高齢者や障害者など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、建物や道路などのバリアフリー化や、適切なユニバーサルデザインの導入などの施設整備の推進が必要であるだけでなく、市と事業者、そして市民一人ひとりが福祉的配慮が必要な利用者の視点から、ユニバーサルデザインへの理解を深めていくことで「心のバリアフリー」を実現することが大切です。

(1) 安全と安心の確保

現状と課題

安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、市や警察、防犯協議会、自治会など連携のもと、防犯委員や青色防犯パトロール隊などによる日々のパトロール活動をはじめ、地域に根ざした防犯活動が推進されています。

放火防止についても消防広報紙や警防パトロールを通じた広報や啓発を実施しています。

また、子どもたちが安心して学校へ通学し、元気に学校生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭が連携して子どもの安全確保を図るため、「愛ガード運動推進事業」や「子ども110番の家」推進運動を実施するとともに、不審者情報の学校園との共有化を図っています。

悪質商法の被害などの消費生活に係る相談及び苦情に対し、消費生活センターにおいて消費生活専門相談員が助言や斡旋を行っています。また、地域包括支援センターでは消費生活センターとの連携のもと、認知症高齢者などの被害の防止、早期発見といった取り組みを行っています。

また、安全・安心なまちづくりのため、商店街のアーケードの補修事業、道路舗装の改修、街路灯や防犯カメラの設置を実施し、来街者が買い物しやすい環境整備を支援しており、このことが普段外出することが困難な障害者や高齢者などの外出しやすいまちづくりに寄与しています。

地域懇談会では、高齢者などの消費者被害や不幸な孤立死を防ぐためには、見守りや声かけ活動の一層の強化が指摘され、高齢社会における日ごろからの地域住民の状態把

握の必要性や安心・安全確保のための有機的な共生のまちづくりが求められていました。

このような観点からも、市内の企業や商店などに地域の福祉を支えてもらうことも大切です。市・社会福祉協議会では、「地域支えあい体制づくり事業」の一環として、日常的に家庭を訪問し配達や検針などを行っている事業所の協力のもと、ひとり暮らし高齢者などの配達先で異変があった際に地域と連携し安否確認や緊急対応を行う「事業所ふくしネットワーク事業」を実施しています。

また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、周囲の正しい理解と支援が必要なことから、認知症について理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する地域の人や学校園、企業、商店などを認知症サポーターとして養成しています。

コラム

「いつまでも安心して暮らせるまちを目指して」

～認知症サポーター養成講座

認知症は脳の病気によって起こるもので、全国の65歳以上の7分の1の方がかかっているとも言われています。つまり、誰でも認知症になる可能性はあるのです。

市と社会福祉協議会では認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、温かく見守り支援してもらう「認知症サポーター」を養成しています。

養成講座は地域の身近なところや職場などで開催しており、現在、個人や学校や商店など約1万人のサポーターがいます。講座を修了された方には認知症サポーターの証であるオレンジリングを配布しており、サポーターのいるお店や企業にはステッカーやぬいぐるみのロバ隊長を目印にしてもらっています。



施策の展開

① 防犯のまちづくり強化

- 地域や警察などとの連携を強化し、さまざまな場面で多様化する犯罪の防止に努めるとともに、防犯に対する市民意識の高揚に向けた啓発活動を適宜実施していきます。

② 消費者被害の未然防止

- 消費生活に関わる多様な問題に対して、地域や消費者団体の協力を得て、講座など市民への啓発活動や広報を強化し、消費者被害の未然防止に努めています。

③ 事業者や企業などを巻き込んだ見守りのネットワークの構築

●地域で孤立しがちな人の見守りや声かけを、地域で活動している企業や商店などにも担つてもらい、支援を必要とする人を、地域のさまざまな媒体で包み込んで支えていく環境づくりに努めています。

(2) バリアフリー環境の整備（ユニバーサルデザインによる福祉環境整備）

現状と課題

高齢者や障害者など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路や建物、住宅などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

国においては、平成18年に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法の2つの法律を統合、拡充させた法律として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を施行し、建築物や道路などの施設の物理的障壁の総合的一体的な解消を図るべくさまざまな基準を示しバリアフリー化を推進しています。

大阪府では、全国に先駆けて平成4年に大阪府福祉のまちづくり条例を独自に制定し、すべての公共的施設に福祉的な配慮が施され、安全で容易に施設を利用できるよう整備を進めてきましたが、平成21年にはバリアフリー法に基づく条例として改正され、新築建築物への基準適合義務の明確化など、より実効性の高い条例として整備されました。

本市では、現在この2つの法と条例に基づき福祉のまちづくりを推進していますが、何より福祉のまちづくり条例に掲げられた「物理的、心理的及び情報面の障壁を取り除くことにより、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会参加できる福祉のまちづくりを進める」という基本理念を、市、事業者、市民の深い理解と協力のもと推進する必要があります。

特に不特定多数の人が利用する公共的施設においては、福祉的配慮の観点から施設の見直しを継続的に行い、現在ある物理的な障壁を取り除くバリアフリー化と、施設の目的や特性に応じた適切なユニバーサルデザインの導入を基本とした整備を進めていく必要があります。

本市においても、適合基準の遵守はもとより各事業者の理解と努力により、各施設の新設や改修にともなうバリアフリー化やユニバーサルデザインの積極的な導入が行われて、順次利用しやすい施設へと改善が図られてきました。また交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区においては、鉄道駅舎を中心とした周辺の一体的なバリアフリー化を実施し、整備後も継続した点検見直しが行われています。しかし、市域全体においては、道路や公共的施設などに対する福祉に配慮した整備への期待度は依然高く、利用当事者の意見を聴く機会を設けるなど、引き続きスパイラルアップ（継続的改善）の視点を持った整備の推進を図る必要があります。

特に、市などの公共施設や公共交通機関などにおいては、誰もが一目で判別できる案内図記号（ピクトグラム）の導入や表示の多言語化などのユニバーサルデザイン化や、障害者や高齢者はもとより、授乳室の設置などにより子育て世代にも配慮するなど、すべての人が利用しやすい施設整備について、その主導的な役割を果たしていくことが求められています。

また、安全で快適な歩行空間を確保するためには、道路、公園、建築物などのバリアフリー化についての一体的連続的な整備を進めるとともに、放置自転車、違法駐車（駐輪）、はみ出し看板などについて、地域住民の協力を得ながらその解消への取り組みを進めています。しかし、いまだに歩道や駅のホームの点字ブロックの上に放置自転車や荷物が置かれているという残念な事例が多く見受けられるなど、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する市民の理解が十分でなく、「心のバリアフリー」に対する周知と理解を推進する必要があります。

「心のバリアフリー」を推進するためには、地域や学校園、職場などでの教育・研修をはじめとした取り組みを進めるとともに、施設設置管理者や事業者自らがバリアフリーとユニバーサルデザインに係る整備について、その内容や意義について周知し理解を求め、ノーマライゼーションについて市民が考える機会を設ける取り組みが求められています。

地域懇談会では、買い物がつらい高齢者のための移動支援や買い物支援、タクシー経験者などによる有償ボランティア、公共交通機関を補完する移動手段の確保といった具体的な意見が多く寄せられました。

本市でも、高齢者や障害者などのいわゆる移動困難者を対象とした、ボランティア輸送としての自家用車などによる有償運送サービスである福祉有償運送について、社会福祉法人やNPOなどの参入を促進するとともに、利用者が安全で安心して利用できるための環境を整え、移動支援に係る各福祉サービス制度とあわせて利用の促進を図る必要があります。また民間タクシー事業者などが福祉車両を用いて運行されている福祉・介護タクシーなど、様々な福祉に配慮した福祉輸送サービスの利用についても、周知し普及を図る必要があります。

高齢者、障害者などが自立した社会生活を送るために、さまざまな状態にある人に配慮した移動・交通手段が確保されていることが必要です。すべての人にとって「やさしいまち」をめざし、バリアフリーとユニバーサルデザインに基づいた交通環境の整備が求められています。

施策の展開

① バリアフリー情報の発信

- 公共的施設や日常生活で利用する施設などのバリアフリー情報についてのガイドマップの作成など、情報発信に努めていきます。

② 福祉のまちづくりに関する理解の推進

- ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの考え方や、公共的施設のユニバーサルデザイン化についての理解を広げる取り組みを公民が合わせて進め、「心のバリアフリー」を推進していきます。
- 行政や公共的機関などから発信される情報を年齢・性別・国籍・心身の状況などに関わらず誰もが容易に把握できる、情報のバリアフリーを推進していきます。

③ 施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化のスパイラルアップ

- 施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化についてはスパイラルアップ（継続的改善）の視点を持った整備を促進し、公共施設においてはその主導的役割をもって取り組んでいきます。

④ 移動困難者の交通手段確保方策の検討

- 福祉輸送サービス（福祉有償運送や福祉・介護タクシーなど）の周知と利用の促進を図るとともに、高齢者や障害者などの移動困難者に対してどのような取り組みができるか、交通手段確保について検討を進めていきます。

コラム 「すべてのひとにやさしいまちを目指して」

～ユニバーサルデザインにもとづくまちづくり

すべてのひとが駅や道路、建物などを安全で円滑に利用できるように整備する必要があります。これまでにも高架駅へのエレベーターの設置や歩道の改良などに取り組んできました。また、一目で判別できる案内図記号（ピクトグラム）の導入や駅のホームの安全対策など、障害者や高齢者が安全で快適に利用できるよう様々な工夫や取り組みがされています。

街で見かける色んなマークや設備にどんな意味や工夫があるのか、思いを巡らしてみませんか。そして、これからも誰もが安心して外出できるように、こういった設備を大切に利用してください。

